

委員会提出議案第2号

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を  
求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2  
項の規定により提出します。

平成28年3月24日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者 文教福祉常任委員長  
奥 村 健 郎

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を  
求める意見書（案）

「奨学金」利用者は年々増加し、現在、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。その背景は、1つに、大学の授業料の値上げが繰り返されたことであり、我が国の学費は世界で最も高い水準になっています。2つに、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、非正規労働者が勤労者の4割となり、親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになっていきます。

一方、卒業しても不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいます。初めから「安定した収入を得て返済する」という制度の前提が大きく崩れていると言わざるを得ません。

OECD加盟国34カ国のうち、半数近くの国は大学の授業料は無償で、32カ国に公的な奨学金制度があります。大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけです。

持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子・高齢化、人口減や地方の衰退に歯どめをかける上で極めて重要な課題となっています。

よって南相馬市議会は、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求め次の事項について実現されますよう強く要望します。

記

- (1) 速やかに大学等において、国として新たな制度運営を前提とした給付型奨学金制度導入と高等学校等含めて拡充を図ること。
- (2) 貸与型奨学金制度の改善を図ること。
- (3) 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年3月24日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

文部科学大臣 様

厚生労働大臣 様